

# 子ども・被災者支援議員連盟 総会

## 議事次第

2015年8月6日@衆2-第8会議室

フルオープン

会長 あいさつ

13:00-13:05

議題:

1) 子ども・被災者支援法の立法趣旨・精神について (20分)

谷岡 郁子 前参議院議員

2) 「冷たい復興～みなし仮設打ち切りで漂流する自主避難者」(20分)

日野 行介 毎日新聞社特別報道部

3) 質疑・意見交換

13:45-14:00

質疑対応<復興庁・内閣府・原子力規制庁>

復興庁 佐藤紀明参事官、清水久子企画官、納富史仁参事官補佐

内閣府 曾我明裕参事官付企画官、熊野将一参事官補佐、石井洋之主査

原子力規制庁 奥博貴 放射線対策・補償措置課課長補佐

以上

平成 27 年 7 月

## 子ども被災者支援法 基本方針改定案(概要)

### 1 改定の趣旨

集中復興期間が終了し、復興・創生期間が始まるに当たり、今後、どのような施策をどのような方針で行っていくべきか示す必要がある。また、発災から4年が経過し、避難指示区域以外の線量が大幅に低減していることなどの状況もある。他方で、避難先での生活の定着といった状況もある。このため、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、子ども被災者支援法基本方針(平成 25 年 10 月閣議決定)を改定する。

今回が初めての改定となる。

### 2 改定案の主な内容

#### (1) 支援対象地域について

##### ①変更点

・支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、避難する状況にはないことを明記。(現行方針では記載していない。)

##### ②変更しない点

・避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには、一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。

・また、支援対象地域以外の地域であっても、準支援対象地域として、引き続き、施策ごとに支援すべき地域及び対象者を定めつつ、適切に施策を実施。

※支援対象地域:原発事故発生後、相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

※準支援対象地域:支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて準支援対象地域を設定。

## (2) 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項について

### ○変更点

個別施策を網羅的に列挙することをやめ、以下の特に重要なものについてのみ、記載。

- ・「住宅の確保」については、福島県が示した災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供期間(1年延長した上で、平成 29 年 3 月末まで)は、線量の大幅な低減等とも整合的である旨、明記。  
政府としては、被災者がいずれかの地域において安心して生活を営むことができるよう、適切に対応。
- ・「放射線による健康への影響調査、医療の提供等」については、事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組む。
- ・各種支援団体の支援により、被災者がいずれかの地域において安心して生活を営むことができるよう、適切に対応。
- ・その他、地方創生分野の取組など各施策も活用しながら、引き続き必要な施策を行っていく。

復興副大臣  
浜田 昌良 殿

平成 27 年 6 月 24 日の子ども被災者支援法に関連する支援対象地域に関するレターの記載内容に関して、福島県の現状における空間線量率の状況等を以下に述べる。

原子力規制委員会においても、定期的な航空機モニタリング、福島第一原子力発電所から 80km 圏内を中心とした空間線量率や土壌への放射性物質の沈着量の測定等を実施してきた。

支援対象地域は、そもそも避難指示がかかっていない区域であり、現状のこの地域における空間線量率は当然のごとく上記の避難指示解除準備区域よりも低いことは、以下のサイトに示している。

- ・ 航空機モニタリングによる測定結果  
(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/362/list-1.html>)
- ・ 福島第一原子力発電所から 80km 圏内を中心とした空間線量率や土壌への放射線物質の沈着量等の測定結果 (<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/504/list-1.html>)
- ・ 福島県に配置した約 4 千基のモニタリングポストを含む、全国のモニタリングポストの 10 分毎の空間線量率の測定結果 (<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>)

福島第一原子力発電所の事故から 4 年以上が経過した現在、これらの調査から得られた結果を見ると、多くの避難指示解除準備区域においても、空間線量率から推算される実効線量は、避難指示解除の基準となる 20mSv を大きく下回る状況である。

加えて、福島県の複数の市町村が個人線量計による測定結果を公表しており、それによると、一部の地域を除いて、支援対象地域の住民の大部分の年間個人追加被ばく線量（実効線量）は 1 mSv を下回っている。

このように、支援対象地域の空間線量率や個人線量計による測定結果等の科学的なデータから見ると、現在、避難する必要性のある状況ではない。

平成 27 年 6 月 25 日  
原子力規制庁

原子力規制委員会委員長

田中 俊一 殿

子ども被災者支援法基本方針では、現在、支援対象地域を福島県中通り・浜通りの市町村としている。

子ども被災者支援法では、支援対象地域は、放射線量に基づき毎年見直すこととされている。通常、線量は自然減衰や除染で低減していくと考えられることから、支援対象地域は、基本的には縮小していくことが想定されていたと考えられる。実際にも、線量は事故後減少傾向にあるか、又は下がった状態で安定しており、支援対象地域の縮小・廃止を検討すべきものと考えられる。

本来であれば、今回の改定において縮小・廃止を打ち出すことも考えられるが、社会的影響が大きいため困難であるものの、少なくとも、福島県による自主避難者に対する応急仮設住宅の提供の終了を明記するとともに、科学的には、支援対象地域は縮小・廃止すべき状況であることの確認をしておきたい。

については、専門家から改めて、支援対象地域の線量は、現在、既に避難するような状況ではない旨の見解を確認いただきたいと考えている。

また、これは、支援対象地域は避難すべき状況であると主張される自主避難者への科学的反論をも示すものになると考えている。

なお、独立行政委員会である原子力規制委員会のご意見を頂くことにより、客観的な公平性・妥当性を担保できると考えているところである。

平成 27 年 6 月 24 日

復興副大臣

浜田 昌良